

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を  
改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規  
程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程(昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓  
令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「文化課」を「文化財課」に、

「広島県広島教育事務所」 「広 島 県」

「広島県呉・賀茂教育事務所」 「呉・賀茂教」

「広島県芸北教育事務所」 「芸 北 教」

「広島県尾三教育事務所」 「尾 三 教」

「広島県福山教育事務所」 「福 山 教」 を

「広島県備北教育事務所」 「備 北 教」

「広島県立埋蔵文化財センター」 「広 島 県 埋 蔵」

「広島県縮景園」 「広 島 県 縮 景 園」

「広島県西部教育事務所」 「広 西 教」

「広島県東部教育事務所」 「広 東 教」

「広島県北部教育事務所」 「広 北 教」 に、

「広島県西部教育事務所芸北支所」 「広 西 芸 北 教」

「広島県立埋蔵文化財センター」 「広 島 埋 蔵」

「広島県立生涯学習センター」 「広 島 生 涯 学 習 セ ン タ ー」 を

「広島県立美術館」 「広 島 美 術 館」

「広島県立生涯学習センター」 「広 島 生 涯 学 習 セ ン タ ー」 に改める。

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第  
一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「平成九年広島県教育委員会規則第五号」を「平成九年広島県教育委員会規則第五号。以下「職の設置規則」という。」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 支所長、副所長 職の設置規則別表第二号の表職名の欄にそれぞれ掲げる支所長及び副所長をいう。

六 副館長 職の設置規則別表第三号の表職名の欄に掲げる副館長をいう。

第二条第六号の次に次の二号を加える。

七 副所長等 副所長及び副館長をいう。

八 地方機関等 広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）

第二条第三項に規定する地方機関及び同条第六項に規定する学校以外の教育機関をいう。

第九条に次の一項を加える。

2 支所長は、前項に規定する専決事項のうち、教育事務所長が教育長の承認を得て指定するものについて、専決することができる。

第十条の表課、部を置く機関の項中「次長」を「副所長」に改める。

附則第二項中「広島県教育委員会職の設置に関する規則」を「職の設置規則」に改め、同項の次に次の三項を加える。

3 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる職員給与室長の職にある者は、別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第十六号から第二十三号までに掲げる事項について専決することができる。

4 当分の間、教育事務所長は、別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第二十二号に掲げる事項について専決することができる。

5 当分の間、支所長は、前項に規定する専決事項のうち、教育事務所長が教育長の承認を得て指定するものについて、専決することができる。

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第二号中「取消し」を、「取消し及び期間の延長」に改め、同欄第三号中「及び育児短時間勤務の承認及び取消し」を「の承認、取消し、期間の延長及び職務復帰並びに育児短時間勤務の承認、取消し、期間の延長及び終了」に改め、同部教職員課の項課長専決事項の欄に次の八号を加える。

二十二 市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の児童手当に係る受給資格及び額の確認

二十三 臨時的任用に係る県費負担教職員の給与の決定

二十四 福山市立小中学校の県費負担教職員の給料の調整額の支給及び支給停止

二十五 福山市立の小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の自己啓発等休業の承認、

取消し及び期間の延長

二十六 福山市立の小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の育児休業の承認、取消し、

期間の延長及び職務復帰並びに育児短時間勤務の承認、取消し、期間の延長及び終了

二十七 福山市の臨時的任用に係る県費負担教職員の任免及び給与の決定

二十八 福山市立小中学校の非常勤職員（別に定めるものを除く。）の任免

二十九 福山市立小中学校の県費負担教職員に対する初任者研修に係る非常勤職員の任免及び市町教育委員会への派遣の決定

三十 福山市立小中学校の県費負担教職員の大学院修学休業の許可及び取消し

別表第二教育部の部指導第三課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四百十三号）第二条の規定による非常勤の学校医等の公務上の災害に対する補償の実施

別表第二生涯学習部の部文化課の項中「文化課」を「文化財課」に改め、同部スポーツ振興課の項部長専決事項の欄第一号を削る。

別表第三教育事務所の項第一号中「小学校及び中学校の教職員」を「市町立小中学校の県費負担教職員」に改め、同項第二号中「小学校及び中学校の教職員」を「市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」に、「及び取消し」を「取消し及び期間の延長」に改め、同項第三号中「小学校及び中学校の教職員」を「市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員」に、「育児休業及び」を「育児休業の承認、取消し、期間の延長及び職務復帰並びに」に、「及び取消し」を「取消し、期間の延長及び終了」に改め、同項第四号中「及び給与の決定」を削り、同項第五号中「小学校及び中学校」を「市町立小中学校」に改め、「教育長が」を削り、同項第六号中「小学校及び中学校の教諭等」を「市町立小中学校の県費負担教職員」に改め、同項の次に次の一号を加える。

七 市町立小中学校の県費負担教職員の大学院修学休業の許可及び取消し

別表第三美術館長の項を削る。

#### 附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。